

9. 公的年金等の源泉徴収票(源泉徴収票)について

Q1 信用金庫年金の年金には、税金がかかりますか。

A1

国から受ける年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金)や信用金庫年金から受ける年金は、所得税法で雑所得に区分され所得税がかかります。年金を受けている方全員が課税されるのではなく、年金額が一定の額を超えた方が課税の対象となります。

該当の方には毎年11月末頃に「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を送付しています。

■ 源泉徴収の対象となる年金額

年金受取先	65歳未満	65歳以上
国	108万円以上	158万円以上
信用金庫年金	108万円以上	80万円以上



その年の12月31日時点の年齢が65歳であれば65歳以上に該当するのですね！

9. 公的年金等の源泉徴収票(源泉徴収票)について

Q2 源泉徴収票はいつ発送されますか。また、源泉徴収票が届かない場合や、紛失した場合はどうすればいいですか。

A2 毎年1月中旬に三井住友信託銀行より順次発送しています。

源泉徴収票が届かない場合や、紛失した場合は再発行しますので、受給権者番号・照会番号をご用意のうえ三井住友信託銀行(0120-011-159)までご連絡ください。

※再発行まで一週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。

Q3 源泉徴収票が送付されてきましたが、確定申告は必要ですか。

A3 原則として確定申告が必要となりますが、その年の国と信用金庫年金から支払われた年金を含めた公的年金等の収入金額が400万円以下で、年金以外の所得金額が20万円以下の方は、確定申告をする必要はありません。ただし、税金を納めすぎているために確定申告をすれば税金が戻る場合には、還付を受けるための申告(還付申告)を行うことにより税金が還付されます。

また、確定申告が不要の場合でも住民税の申告が必要な場合があります。

詳しくは、お住いの市区町村の窓口にお尋ねください。

9. 公的年金等の源泉徴収票(源泉徴収票)について

Q4 源泉徴収票が複数枚送られてきたのはなぜですか。また、どのように使用すればよいですか。

A4

過去にさかのぼって年金の支給が発生したためです。過年分の修正申告をされる際にご利用ください。年金は支払いを受けるべき年の所得として計上されます。そのため、その年の2月から12月に支払われた額に他の年に支払われるべき年金が含まれていた場合は、過年分の源泉徴収票として発送されます。

例) 令和4年9月末に退職をし、退職により増額した分の年金(令和4年10,11月分)が令和5年2月に支払われた場合、令和5年1月に令和4年分の源泉徴収票①とは別に、令和6年1月に令和4年分の源泉徴収票②が送付されます。

